

指定解除形質変更時要届出区域台帳

前橋市

整理番号	整-R6-2	指定年月日・指定番号	令和6年9月18日 指-17号	所在地	前橋市鳥羽町78番1の一部	
形質変更時要届出区域の指定が解除された年月日	令和7年1月29日	形質変更時要届出区域の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置			掘削除去	
調製・訂正年月日	令和7年1月29日 調製					
形質変更時要届出区域の概況	工場跡地			面積	100.00㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				掘削除去により汚染の除去等の措置を実施済み		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和6年6月28日	砒素及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		ランドソリューション株式会社
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和6年11月15日	令和6年12月26日	舗装及び土間撤去、汚染土壌の掘削除去	NSKステアリング&コントロール株式会社	<u>有</u> ・無	分別等処理
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。